

障害者活躍推進計画

【第2期】

令和7年3月

益田市農業委員会事務局

1 策定趣旨

- 令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）が改正され、国及び地方公共団体は、障がい者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することが規定されました。
- 益田市農業委員会事務局（以下「農業委員会事務局」という。）では、法第7条の3第1項の規定に基づき、令和2年3月に障害者活躍推進計画（以下「計画」という。）を策定し、市長部局と一体となって障がい者雇用の推進や就労環境の整備に取り組んできました。この度、現在の計画期間が終了することに伴い、第2期となる計画を策定します。
- 第2期の計画では、これまでの取組を検証しつつ、引き続き障がい者の雇用推進に取り組むとともに、障がいのある職員一人一人が有効に能力を発揮できる職場づくりを行い、障がいの種別を問わず安心して安定的に働くことができる環境の整備などを図っていきます。

2 機関名及び任命権者

- この障害者活躍推進計画は、益田市農業委員会を任命権者とする農業委員会事務局での取組を示したものです。

3 計画期間

- 令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。
- なお、計画期間においても随時に取り組状況等の把握及び検証を行い、必要が生じた場合は適宜計画を見直します。

4 農業委員会事務局における障がい者雇用に関する課題

- 農業委員会事務局においては、職員数が5名程度の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集及び採用は行っていないが、障がい者が活躍するための環境整備を市長部局と連動して行う必要があります。

5 目標

- 農業委員会事務局における目標は、次のとおりとします。

目 標	障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
-----	-----------------------

6 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として、農業委員会事務局長を選任する。
- 職員に対して、島根労働局等が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等への受講案内を行い、参加を募る。
- 市長部局等が行う障がい者雇用の理解を深めるための研修を受講させる。

(2) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 障がい者から要望があった場合は、就労支援機器（拡大読書器、読上げソフト等）の購入を検討する。
- 新規に障がい者を任用した場合は、速やかに面談を行い、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
- なお、これらの措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- 時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- 定期受診、リハビリ等により勤務時間中に職場を離れる必要がある場合は、休暇制度等の柔軟な対応について、障がいの特性に合わせて配慮する。
- 必要に応じ、市長部局で実施している健康相談又はカウンセリングで面談を行い、状況把握・体調配慮を行う。

(3) その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。